

税理士会の要望
実現のために
活動しています

近畿税政連

平成27年
7月10日
第209号

発行所 近畿税理士政治連盟／発行人 大高友紀／編集人 後安宏彦
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



あじさいとお地藏様（奈良県大和郡山市／矢田寺）

撮影：吉田智代（芦屋支部）

■ マイナンバー法改正案がもたらすもの	2
■ 会員研修会を開催	4

焦点

消費税の軽減税率について、与党の消費税軽減税率制度検討委員会で検討されている。5月27日に「酒類を除く飲食料品」「生鮮食品」「精米」を軽減税率の対象とする場合のそれぞれの具体案と課題について議論が行われた。今後議論を深め、秋口には与党税制協議会に提案するとしている。

日本税理士会連合会は6月25日に「平成28年度税制改正建議書」を機関決定し、消費税については「軽減税率制度を導入すべきでない」と記載した。財政再建が損なわれ税収の補てんが必要となること、適用範囲の設定が極めて困難であり納税義務者の事務が複雑になるなど反対する理由を列挙した。

軽減税率の導入阻止に向けて

さらに機関紙「税理士界」第1329号（平成27年6月15日）に「消費税軽減税率制度の問題点と低所得者対策の代案」が掲載されている。森信茂樹中央大学大学院法務研究科教授、阿部泰久日本経済団体連合会常務理事、日税連より小池正明税制審議会専門委員長、上西左大信調査研究部長、久野完治広報部長が出席し、財源喪失、権益の温床化、免税点制度と簡易課税制度などへの影響、低所得者対策の代案から給付付き税額控除などについて議論している。これらの議論を読んでも、いかにも政策効率が悪いことがわかる。

軽減税率の導入阻止に向けてどのように主張していけばよいかが記載されており、実際に陳情する際には、有効に利用しようではないか。

マイナンバー法改正案がもたらすもの

1. マイナンバー制度の趣旨と利用範囲

社会保障・税番号制度は、社会保障・税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤の整備を図ること等を目的として導入された制度である。(番号法1条、3条)

しかしながら、将来的には幅広い行政分野への拡大や官民連帯も念頭に置きつつ構築するものであるとしている。(番号法3条)

現行では、税分野においては下記の個人番号・法人番号の記載が必要となる。

- ①申告書を提出される方
- ②申告書に記載された所得税の控除対象となる配偶者及び扶養親族
- ③申告書に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者
- ④源泉徴収義務者等を経由して税務署長等に提出すべきこととされている申告書等を提出される方及び当該申告書を受理した源泉徴収義務者等
- ⑤法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける方
- ⑥その他法定調書に記載すべき方(控除対象扶養親族等)

また、将来的には利用範囲が拡大していく事を想定していかねばならない。なお、納付書や所得税徴収高計算書については、個人番号・法人番号記載の必要はない。

2. 平成27年度与党税制改正大綱

平成27年度与党税制改正大綱の基本的な考え方の「円滑・適正な納税のための環境整備」において、個人番号及び法人番号(以下「マイナンバー」という)が付された預貯金情報を税務調査において効率的に利用できるようにする観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務付けるとしている。また、具体的内容において、「マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置」として、番号利用法の改正に併せて国税通則法を改正し、銀行等に対し、マイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課することとしている。

訃 報

当連盟の北野博也元会長(平成17年～平成19年)が、平成27年5月8日にご逝去されました。

故人の生前のご遺徳とご功績を偲び謹んでお悔やみ申し上げますとともにご冥福をお祈りいたします。



故 北野博也元会長

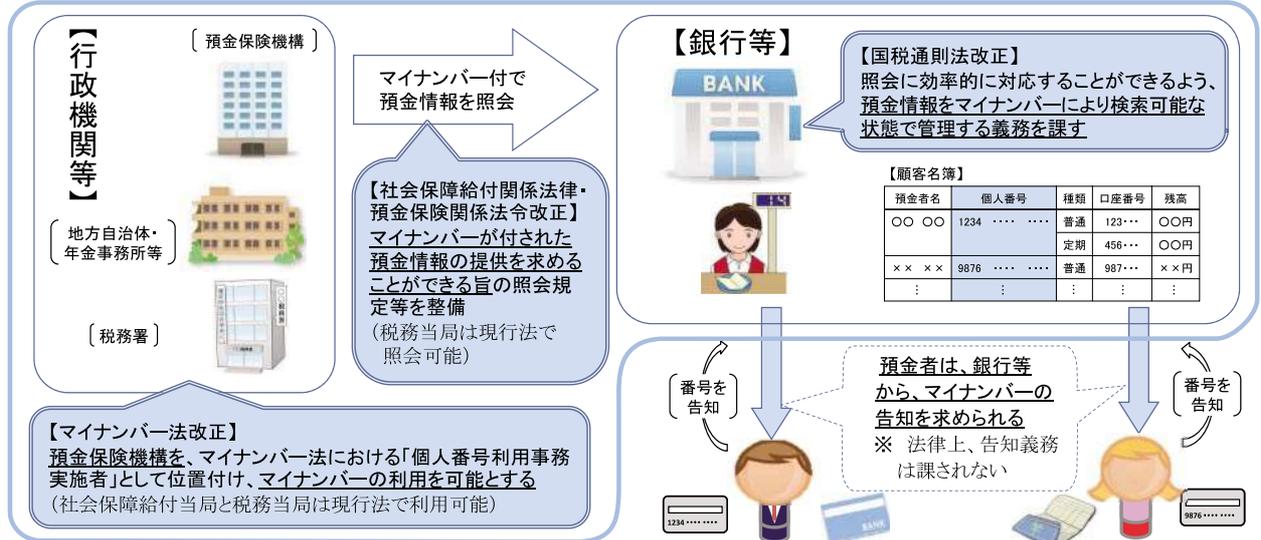
目次

焦点……………	1	後援会ニュース……………	5
マイナンバー法改正案がもたらすもの……………	2	かんさいすめ……………	7
会員研修会を開催……………	4	銀河系……………	7

3. 内閣府大臣官房番号制度担当室 提出資料(平成27年2月16日)

個人情報の保護に関する法律及びマイナンバー法の一部を改正する法律案(概要)のマイナンバー法改正部分の説明資料を公表している。

○マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について



「納税環境整備等に関する資料(平成27年度)」(財務省)より
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/tins/h27kaiseinoukan.pdf

4. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という)改正案(平成27年3月10日国会提出、現在審議中)

この法案は、平成27年度与党税制改正大綱のマイナンバーの利用範囲の拡大の記載を受け、法案として提出されたものである。改正案の概要は以下のとおりである。

○金融分野における個人情報の活用

預金保険機構等が行う金融機関破たん時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において、個人番号を利用できるものとすることとされた。これにより、預金保険機構等はマイナンバー法の別表第一(第9条関係)に加えられ、個人番号利用事務実施者としてマイナンバーの利用が可能となる。

また、国税通則法を改正し預貯金者等情報の管理を追加し、金融機関等は預貯金者等情報を当該預貯金者の個人番号(法人番号を含む)により検索できる状態で管理しなければならないとされ、国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにしている。

5. マイナンバーの今後の利用範囲と拡張性について

マイナンバーは、社会保障・税及び災害対策の分野でのみ導入されることになっている。税分野について実務を知る税理士の立場からすると、限定的な制度設計であると感じるものである。しかしながら、上記で説明したようにマイナンバーの拡張性は大きく、今後も大幅な改正が予測される。この点を会員の皆様に認識し理解していただきたい。

税政連も積極的な情報収集を行うとともに、中小企業に過度な事務負担等が生じないように、国会議員等に訴えていく。

会員研修会を開催

近畿税理士政治連盟主催の会員研修会が6月8日に近畿税理士会館で開催された。

講師は外務副大臣の中山泰秀衆議院議員、税理士の近藤雅人近税会調査研究部長で、来賓として浅田恒博近税会副会長が出席した。

司会は協阪説男近税政副幹事長によって進められ、講演の前に大高友紀近税政会長の開会あいさつがあった。

第1部「新世界秩序と日本の使命」

中山泰秀 外務副大臣



中山泰秀 外務副大臣

議員はOECDや国連総会に出席するなど世界中で活動していることを報告した。主体的な外交を実施し、新しい世界情勢の変化の中で日本の果たすべき役割をインターネット等のスライドを使用して詳しく説明した。

大阪市の住民投票の感想を述べられた後、外交問題で海外投資によるビジネスに伴い、経済を安定させるための安全と保障について話された。

憲法解釈で問題になっている集団的自衛権の行使の必要性をアジアの状況に即して、スライドで日本近海や南沙諸島での中国の海洋活動の危機を丁寧に説明した。

次に今年起こったヨルダンでの事件の現地対策本部の報告に移り、ISによるテロ行為の脅威を実際の臨場感をもって解説した。昨今のテロ行為の変化で、テロとハイテクのつながりによる危機を警鐘された。また、宇宙スペースについても現実に新しい脅威が生まれつつあることを説かれた。そして日本もこれ

からサイバーテロの危機が増大してくることを予測され、インターネットを通じての新しい戦争に備えなければと訴えた。

講演終了後、河田秀雄近税政副会長が御礼のあいさつをされ、第1部が終了した。

第2部「平成27年度税制改正について」

近藤雅人 近税会調査研究部長

第2部は近藤近税会調査研究部長が財務省テキストを使い財産債務明細書の見直しと、新たな財産債務調書の制度成立について話された。



近藤雅人 近税会調査研究部長

日税会、日税政が税理士の要望を強く主張することによって、調書の提出における業務の緩和を目指し、その調書における記載すべき内容等をわかりやすく説明した。

引き続き、与党税制改正大綱に示されるように当局は活力ある企業に法人実効税率引き下げ等の税負担の軽減、また赤字法人等については課税ベースの拡大等を考えていることを説明された。具体的には、欠損金控除、受取配当金益金不算入、法人事業税の外形課税、減価償却計算等々の各種課税方法や計算方法である。個人の課税については、消費税増税をふまえた住宅取得資金にかかる贈与税の非課税措置や国外転出による譲渡所得課税等の話をした。

最後に雪松弘近税政副会長の今回の研修についての御礼のあいさつにより、会員研修会は終了した。

(吹田支部 石井碧八)

後援会ニュース

おだち源幸後援会 定期総会

おだち源幸後援会の定期総会が4月27日に帝国ホテル大阪で開催された。来賓として尾立源幸参議院議員、大高友紀近税政会長、仲田むつみ第2支部連会長、松尾康弘第3支部連会長、石津良行第4支部連会長が出席した。



司会が開会を宣言し、河田秀雄後援会会長が「来年は参議院の改選期を迎えます。皆様のお力により尾立議員の応援をお願いしたい」とあいさつされた。久保田金次郎副会長が議長となり議事に入り、すべての議案が、満場一致で可決承認された。

次に来賓を代表して大高近税政会長が「後援会活動の輪を広げ、税政連活動の重要性を理解して頂くことが大切である」と述べた。

引き続き、尾立議員の国政報告会が行われた。安全保障とは、①同盟国と共に憲法9条の下で容認される自衛の措置である集団的自衛権、②国連のもと同盟国以外の他国軍と国際社会の平和・安全のために活動する集団安全保障、③武装漁民が離島を占拠した場合など武力攻撃に至らない侵害への対処、④国際的な平和協力活動をするPKO、⑤自国の平和・安全のため周辺国の支援活動をする周辺事態法がある。これらを国会で議論しなければ安全保障の問題は解決しないものであることが分かった。

その後、懇親会が開催され、盛会の内に終了した。
(生野支部 小川由美子)

おだち源幸後援会 社会見学会

税理士によるおだち源幸後援会は、4月27日に陸上自衛隊信太山駐屯地の社会見学会を開催し、尾立源幸議員を含め35人が参加した。



駐屯地は、旧陸軍が大正8年に大阪法円坂より移駐し、終戦後米軍が駐留したが、昭和32年に日本政府へ返還後、陸上自衛隊の駐屯地として再び創設された。昭和37年師団改編に伴い、旧陸軍歩兵三七聯隊と同一の部隊番号とトレードマークの菊水紋を承継した大阪唯一の第一線戦闘部隊の第37普通科連隊が誕生した。部隊の主要装備品には機関銃などがあり、実際に使用されている物を見ることができた。

食堂では、隊員と同じ昼食を試食した。隊員は1日3,000キロカロリーも食べているそうで、そのボリュームからも若い隊員たちが日夜厳しい訓練をしていることが想像できた。また、阪神淡路大震災を機に人命救助システムが装備され、災害派遣活動も重要な任務となっている。

続いて、旧軍の資料や軍服などを展示している資料館を見学した。この建物は明治天皇の女婿が旧陸軍第一大隊に着任された時に執務室として使用した歴史があるものだ。

最後に野外に展示されている戦車等を見学しながら、軽装甲機動車と高機動車にも体験試乗した。安全保障が議論される中、見学を終え改めて平和というものを考えさせられた。

(生野支部 小川由美子)

川ばた達夫後援会

税理士による川ばた達夫後援会定期総会が、5月16日、滋賀県大津市の大津プリンスホテルにて開催された。

来賓として、近税政から大高友紀会長、井戸本恭次幹事長、うえの賢一郎後援会から古澤宏之会長代理が出席した。



林繁里幹事長の司会により開会し、戸次威左武会長のあいさつの後、直ちに議事に入った。

第1号議案から第5号議案まで議長より詳細

な説明がなされ、監事より監査報告があり、すべての議案について満場一致により可決承認された。

その後、大高近税政会長より祝辞で「川ばた議員は国会議員として税理士制度の維持に多大なご尽力をいただき感謝申しあげる。これからも全力をもって支援していきたい。また、税理士政治連盟の政治活動の重要性と、税政連の役割をこれからも訴えていきたい」とのあいさつがあった。

引き続き国政報告会に移り、川ばた議員からは、衆議院副議長への就任についての謝辞、目前に迫った消費税の複数税率の導入の成否などの説明があり、さらには集団的自衛権や安保法制などについての活動報告があった。また、エピソードなども交えて衆議院副議長に選任された過程についての話があった。

総会終了後、懇親会が開催され、一同和やかな雰囲気ですべての議案について満場一致により可決承認された。 (大津支部 高山恵一郎)

第3回

『川柳』『書道』コンテスト 応募締切のお知らせ

第3回「川柳」・「書道」コンテストは、6月19日をもって作品応募を締め切らせていただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

審査結果の発表、表彰式等につきましては、9月中旬を予定しております。

また、入賞作品は、平成28年新年号に掲載いたします。

近畿税理士政治連盟 第49回定期大会

日時 平成27年9月4日(金)13時～

場所 帝国ホテル大阪

旧暦を知る

二十四節気と雑節の意味をあらためて読んでいきましょう。

春からいきますと、雨水(うすい)。これは、雪が雨にかわり、雪解けがはじまる時期をさします。次に啓蟄(けいちつ)は大地があたたまり、冬眠していた虫が穴を出て動きはじめる時期をさします。また、穀雨(こくう)はあたたかい春の雨が穀物を潤すという意味です。

夏では、芒種(ぼうしゅ)は梅雨入り前で、芒(のぎ)のある穀物、つまり稲や麦などの種をまく時期をさします。

秋に目を向けると、白露(はくろ)は秋の深まりとともに大気が冷え、草花に露が白く降りるようになる時期をさします。次に霜降(そうこう)は霜が降りはじめ、秋が終わりを告げる時期をさします。

冬になると、大寒(だいかん)は寒の真ん中あたり、寒さが最も厳しい時期をさします。

雑節としての土用(どよう)は、立春・立夏・立秋・立冬前のそれぞれの各季節の終わりの時期をさします。八十八夜(はちじゅうはちや)は立春から数えて88日目をさし、立夏直前ながら、突然の遅霜に注意を払う時期をさします。二百十日(にひゃくとおか)は立春から数えて210日目をさし、台風に備える時期をさします。この他に節分(せつぶん)、入梅(にゅうばい)等があります。

日頃、旧暦等にはあまり意識せずに過ごしている皆様には、今一度、この旧暦の内容と意味を理解し、自然界における様々な事象を思い巡らすのもいいかと思います。

(姫路支部 上野政則)



近税政本部のうごき

- 会員研修会(6月8日)
 - ・「新世界秩序と日本の使命」
講師 中山泰秀 外務副大臣
 - ・「平成27年度税制改正について」
講師 近藤雅人 近畿税理士会調査研究部長
- 第6回広報委員会(6月12日)
 - ・機関紙第207号(5月号)及び第208号(6月号)の批評
 - ・機関紙第209号(7月号)の編集に関する件
 - ・機関紙第210号(8月号)の編集企画に関する件
 - ・その他

会費納入は

座振替で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

「焦点」題字:「第2回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門 最優秀会長賞作品
(作=小倉さやか 上京支部)

「表紙」題字:「第2回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門 優秀賞作品
(作=黒石健弘 北支部)

銀河系



国の税収が2兆円を超す規模で上振れしそう

だ。法人税で1兆円、所得税で9千億円の税収が増えることが確実で、企業の賃上げや株式の配当の増加が要因である。

しかし、日本の貧困率はとても高く相対的貧困率は16%に達している。これは日本の等価可処分所得の半分にも満たない人が人口の6人に1人いるということである。とりわけ、ひとり親で未婚子がいる世帯の相対的貧困率が50%を超えていて、等価可処分所得の4分の1の収入で暮らしていることになる。

この数字はOECD加盟国34か国中、最も高いという最悪な事態になっている。子供が親の経済格差により教育の機会が奪われることで、貧困の連鎖を生むことになる。

子供は国の宝である。是非とも、どの子にも平等に学びの機会を与えられるような予算組みをお願いしたいものだ。

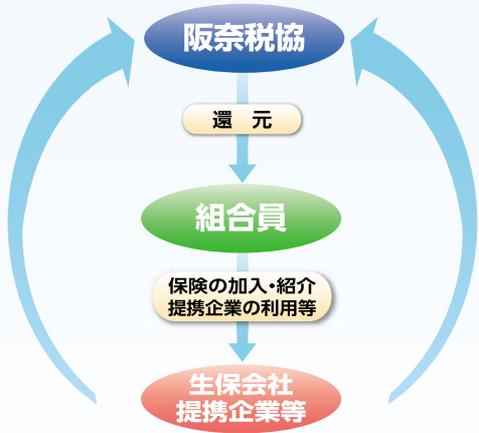
(生野支部 小川由美子)

保険事業・年金事業・あっせん事業に より一層のご協力をお願いします。

こんな特典が！
H26年度

- 研修会の受講
(年5回/組合員受講料¥1,000)
- 教育情報資料等の配布
(年2回、合計10種類程度)
- 1万円までの書籍等無料配布
- 3千円分の家庭用常備薬品等の配布
- あっせん提携企業(商品・サービス)の利用
(各種組合員特典あり)
- 組合ホームページの組合員特典等の利用
- 支所への事業推進費の交付

阪奈税協は…
組合員及び賛助会員皆様の保険事業推進活動、阪奈積立年金、あっせん提携企業のご利用等により支えられています。



阪奈税協事業

- 保 險 事 業 ▶ 全税共VIP大型総合保障制度、全税共年金、近税共済総合事業保障プラン等
- 年 金 事 業 ▶ 阪奈積立年金(拠出型企業年金保険)
- 共 済 制 度 ▶ 小規模企業共済、経営セーフティ共済、中小企業退職金共済(近税協連)
- 税理士業務関連 ▶ 報酬自動支払、OA機器、オフィス家具、事務用品、書類・家財保管、機密書類溶解等
- 不動産業務関連 ▶ 不動産情報サービス、住宅・マンションの販売、工事請負、リフォーム等
- クレジットカード ▶ 税理士マーク入りクレジットカード
- 人 材 派 遣 ▶ 人材派遣、人材紹介
- ロ ー ン 関 連 ▶ 住宅ローン、パーソナルローン、フリーローン
- ゴ ル フ 関 連 ▶ ゴルフアーズ保険、ゴルフ会員権の売買
- カーライフ関連 ▶ カーリース、中古車査定買取
- 健 康 関 連 ▶ PET検診、人間ドック、健康食品の販売等
- セキュリティ ▶ ホームセキュリティ、アラームシステム
- 資 格 取 得 ▶ 通信講座(フィナンシャルプランナー)資格取得、ボート免許取得
- レクリエーション関連 ▶ 国内・国外パッキングツアー、特別宿泊プラン、リゾート会員権の販売、公演チケット割引等
- 損害保険関連 ▶ 自動車保険、火災保険、海外旅行保険等
- 生 活 関 連 ▶ 紳士服・婦人服・生活雑貨の販売、タクシーチケット、葬儀請負、太陽光発電設置工事等
- W e b 販 売 ▶ 電化製品、書籍販売等



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)
TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800
URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>